

# 食事療養費の標準額負担について

入院中の療養食にかかる費用については、患者様には区分ごとに下記の標準負担額をご負担いただきます。

標準負担額を超えた分については、患者様の加入する医療保険で負担されます。



一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食あたり）	
		550円	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	（例外） 指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等	330円
低所得者 （住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※1）	過去1年間の入院期間が90日以内	270円
		過去1年間の入院期間が90日超	220円
該当なし	低所得者Ⅰ（※2）	130円	

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは老齢福祉年金受給者

施基